

諮問庁：国立大学法人岡山大学

諮問日：平成28年3月24日（平成28年（独情）諮問第31号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（独情）答申第95号）

事件名：「ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2（2）に掲げる文書1ないし文書94（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年12月4日付け岡大総総第116号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

ア 原処分を全て取り消し、請求通りの文書を特定しその一切を開示せよ。

イ 本件開示決定通知書には検索・特定され開示対象となった文書の一覧が別紙（資料1）として添えられている。この中に、関係委員会の議事録、報告書類が一切含まれていない。また開示文書によると事案の一部または全部が「調整による解決を図ってきましたが不調」との記述があり、これらに係り相当の開示対象文書が存在するはずである。これらの文書は一切特定も開示もされていない。

岡山大学は開示請求趣旨（資料2）を多くの部分で無視しており、添付した「公表文書 press release（特定日付け）」さえ違法に流通した旨主張している。岡山大学は法令・規定を無視し、組織的かつ恣意的統制下に杜撰に特定し開示したと想定される。

また開示請求者に対し様々の抑圧的措置を賦課し、若しくは試みつつあり請求者はその不利益に萎縮せざるを得ない。岡山大学は猛反省し改善すべきである。ここに原処分を全て取り消し、請求通りの文書を特定しその一切の開示を求める。

(本答申では資料は省略)

## (2) 意見書 1

異議申立人はそもそもの a 法人文書開示請求書（平成 27 年 1 月 2 日付け）、岡山大学原決定である b 「法人文書部分開示決定通知書」（岡大総総 1 1 6 号、平成 27 年 1 2 月 4 日付け）、c 実際にか開示された文書、及び d 異議申立書（平成 27 年 1 2 月 2 8 日付け）を精査した。その上で、本件諮問に係る岡山大学の e 理由説明書を再検討した。

岡山大学は e 理由説明書の中で、d の異議申立書趣旨を適正に把握しておらず、杜撰かつ身勝手な主張を繰り返すのみであり、結果として「申し立てを棄却する理由」を構成しておらず、適正な主張になっていない。異議申立書受理から 60 日以内に処分等を決定すべきなのに、3 ヶ月余を使い、この点でも遵法精神が不足している（差別・弾圧、遅滞、非違体質）。

わが国にはかつて大学教員を追放し学問や良心自由を侵害した暗い歴史がある。真に興味深いのが、それらの口実は“特定大学教員が法令違反行為、非違行為をした趣旨”である。つまり大学人を追放するのに「法令違反行為、非違行為」を強権的にかつ不自然に当てはめ、あるいは捏造する手法（冤罪等）である。

さて岡山大学でも特定時期、特定教員に対して特定処分が行われた。ここでも事由は「非違行為、法令違反行為（パワーハラスメント等）」であり、典型的な冤罪・弾圧パターンである。これらの経緯や事実、関連事項のほとんどが特定部局や全学に公表されており、この点で岡山大学の e 理由説明書は不適切であり事実誤認や遺漏があり不当である。これまで岡山大学が直接・間接に公表した内容は一方的に特定し認定しあるいは操作したもので、真実とは限らない。ここが本件の特徴であり大学の信頼や権威を悪用した特異事案である。説明された事案経過には不自然さ、矛盾が目立ち冤罪・弾圧パターンに一致する。岡山大学は自己正当化し、広報・公表の形で取り繕われたが、各種報道機関、関係団体・個人はこれらを批判的に報じ、独自の取材結果を含め多数報道・公開された。情報公開の論議や審査ではこのような状況把握が不可欠である。

この間に個人情報保護がなされたとはいえ、本人の特定は自然になされ、報道では実名になっている。岡山大学の公表内容も個人特定可能状態である。そもそも、「個人情報保護」は「公正性担保のための情報開

示」とのバランスが重要で、保護一辺倒ではない。法令でも1名しか居ない職位については保護対象にならず、実名を開示するよう規定されている。

また「個人情報保護」の名目で大学行政が恣意的、不公正になることが危惧される。密室での大学私物化である。岡山大学の事案では特定教員の処分等が大学から公表されまた報道機関で報じられた。真に不可解な措置であり人権侵害を強く示唆する。さらに驚くべきことに特定教員は処分・措置の違法性と撤回を訴え、提訴したが、その経過中に特定措置を受けた。このような経緯は情報公開の論議や審査に必須である。

上記事実を客観的詳細に把握すると、理由説明書は、理由をなしておらず論旨や記述内容は不自然かつ不公正である。同書で“公表から1年以上経過しており、もはや現に「公にされている情報」とは言えない”旨主張されているが、これは明確な誤認・不当判断である。権力に頼って強権的な体制を擁護し維持しようとしているに過ぎない。

同理由説明書でしばしば個人情報保護を根拠にしているが、これは悪事の「隠れ蓑」に過ぎず、根拠も正当性もない。文書特定も開示も不完全のままである。特に、民事訴訟法や訴訟上の立場を引用しているが、時間関係が錯誤混乱しており、開示請求－決定段階では当該関係部分について提訴はされておらず、理由にならない。また主張・説明・理由付けが法令要件に適合しておらず違法である。

本件開示請求が特定教員の処分等に連なる本質事案であることに留意し、岡山大学の詭弁や弾圧体質に負けない特定・開示審査を祈念する。

情報公開制度は民主主義の基盤であり、本事案は“大学と学術の運命”を決定するので。

(本答申では資料は省略)

### (3) 意見書 2

ア 補充理由説明書の趣旨は「開示決定の変更」を行い、新たな決定につき必要とされる理由が補充として記載する旨である。このような「開示決定変更」手続きを本件補充理由説明書として行うのは不適切・違法ではないか。本件は行政不服審査法に基づき不服申立をしているのであるから、もし諮問庁（国立大学法人岡山大学）として「不服申立の対象となる決定処分」につき訂正をするなら、別途法令に基づく手続が必要と思慮する。つまり本件補充理由説明書がその内容から「正当な書面として受理されうるのか」に疑念を感じる。

本件補充理由説明書には重大な不都合・疑念があるが、審査の遅滞を危惧し、迅速な解決を祈念しつつ意見を提出する。

イ 今回の補充理由説明書では、「その他特定文書」として一括で不開示としてきた本件対象文書の一定部分につき法人文書の名称を開示さ

れた（文書番号8から文書番号94他）。別紙記載内容からこれらを検討するに「開示しない部分」が「全て」と記載されているものに交じり「特定部分のみが開示しない」と判定された文書も相当数ある。これらの相当数の文書には明らかに部分開示部分が含まれている。よって法令の趣旨からして、それら対象部分を私に速やかに送付すべきではないか。そうでなければ、補充理由説明書の記載内容を詳細に検討し正当・有効な意見を陳述することは困難である。ここでも諮問庁の法令理解や制度運用に疑念を感じる。

ウ 補充理由説明書同別紙に「不開示の理由」欄がある。ここの記載内容に、a「特定の個人を識別することができる」b「係争中の訴訟に関する資料」、c「公表することで率直な意見を控える」d「委員会事務の適正な遂行に影響」、e「法5条1号」「法5条4号二、ホ」等が目立つ。

これらについては原本閲覧が不可能であるので正当・有効な意見を陳述することは困難であり、最終的には審査会の判断によるほかないが、以下に可能な範囲で意見を述べる。

aについては、本当に「特定の個人を識別することができる」かどうか、また例外条項に該当し開示相当なのではないかを厳格に検討願う。諮問庁の主張は虚偽ないし非事実を法令の適用条件にしていることが多く、また事案背景の教員処分もその具体例と危惧されている。冤罪企図・維持が背景にあると思われるので、文書開示要件の厳正な吟味を期待する。

bについては、本当に「係争中の訴訟に関する資料」かどうか、また例外条項に該当し開示相当なのではないかを厳格に検討願う。すでに係争が終結している、ないし係争に該当しない可能性も十分ありえる。ここでも適用要件や例外規定の厳正な吟味を期待する。

cについては、本当に「公表することで率直な意見を控える」かどうかを厳格に検討願う。むしろ不開示にすることで「不公正や恣意」意が横行し適正な運用がなされないというのがこれまでの常識であり、公表しないことの弊害が我が国の行政や文化、国際化を大いに阻害している点を考慮すべきである。国立大学のこの閉鎖性こそ研究・教育そして文化伝統の停滞・腐敗の現況である。諮問庁の発想自体、民主主義の否定、批判精神の萎縮、責任回避体質助長であり高等教育研究機関として欠陥と思慮する。

dについては、本当に「委員会事務の適正な遂行に影響」かどうかを厳格に検討願う。関係法令の趣旨によれば「委員会事務の適正な遂行」には透明化が必須であり、関係情報は可及的開示するのが常識である。不透明化こそ諸悪の根源である。このような発想は高等

教育研究機関として不適正かつ失格と思慮する。諮問庁のこの閉鎖性こそ研究・教育そして文化伝統の停滞・腐敗の現況である。

eについては、本当に当該文書部分が「法5条の引用条項」に該当するか否かを厳格に検討願う。諮問庁は今回の補充措置（補充理由説明による決定の変更）でみるように杜撰な法令解釈と運用をしており極めて恣意的である。虚偽や作為も容易に弄する。「諮問庁の説明に不自然な点はない」として審査判断をするのではなく、背景の重大な人権侵害と大学機関の”私物化”を見抜き、厳格な審議を依頼する。結局は権力を有するものが有利に扱われ、公正性や普遍性は担保されていない。高等教育研究機関の正常な発展を期し、厳しくかつ合理的な判断を依頼する。

エ 同別紙の末尾に2つの記載項目A, Bがある。それぞれ「受理に該当する文書：なし」と「陳述・反論に該当する文書：なし」と記載されているが、これらは明らかに虚偽である。大学における規約運用からこれらは極めて重要な手続きであり記録文書が存在しなくてはならない。本件異議申し立てでも安易に決定を変更しているので慎重に審議・判断願う。

これら文書が不存在なら不備手続きであり学内行政の不正を意味する。このような体質が大学本部の運用基盤に巣くっており、重大な人権侵害と学問の発展阻害を形成している。これらの疑義につき、形式および実質の整合性の観点から徹底した審議と調査を依頼する。

#### (4) 意見書3

補充理由説明書2は「部分開示決定」に関して、種々の変更ないし訂正を含んでおり、関係法令に基づく適正な手続きないし正当な書面として受理されうるのか疑念を感じる。記述内容も提出方法・提出時期も正当な根拠が無く、矛盾や不正を隠蔽しようとする意図にほかならず、これらは情報公開制度の趣旨に違反しており、棄却すべきと思慮する。

さて、上記の不都合、不正の疑念があるが、審査の参考になればとの期待から敢えて意見を記述する。

今回の補充理由説明書では、別紙として一覧表7枚が添付されており文書が96件（文書番号1ないし94、およびA, B）特定されている。

ア 文書番号17と18に挟まれて「文書なし」との記載があるが、これは学内手続きの重要な過程であり相当文書が存在するはずである。虚偽ないし意図的隠蔽と思慮される。

イ 文書番号27と28に挟まれて「文書なし」との記載があるが、これは学内手続きの重要な過程であり相当文書が存在するはずである。虚偽ないし意図的隠蔽と思慮される。

ウ 文書番号60と61に挟まれて「文書なし」との記載があるが、こ

れは学内手続きの重要な過程であり相当文書が存在するはずである。虚偽ないし意図的隠蔽と思慮される。

エ 文書番号AおよびBには「文書なし」との記載があるが、これは学内手続きの重要な過程であり相当文書が存在するはずである。虚偽ないし意図的隠蔽と思慮される。

オ 同別紙に「不開示の理由」記載欄がある。ここの内容であるが、a「特定の個人を識別することができる」、b「係争中の訴訟に関する資料」、c「公表することで率直な意見を控える」d「委員会事務の適正な遂行に影響」、e「法5条1号」、「法5条4号二、ホ」等が記載されている。

これらについては原本閲覧が不可能であるので最終的には審査会の判断によるほかないが、意見を述べる。

aについては本当に「特定の個人を識別することができる」かどうか、また例外条項に該当し開示相当なのではないかを厳格に検討願う。

bについては本当に「係争中の訴訟に関する資料」かどうか、また例外条項に該当し開示相当なのではないかを厳格に検討願う。既に係争が終結している、ないし係争に該当しない可能性も十分ありえる。

cについては本当に「公表することで率直な意見を控える」かどうかを厳格に検討願う。むしろ不開示にすることで「不公正や恣意」が横行し適正な運用がなされないというのがこれまでの常識であり、公表しないことの弊害が我が国の行政や国際化を大いに阻害している点を考慮すべきである。国立大学のこの閉鎖性こそ研究・教育そして文化伝統の停滞・腐敗の現況である。

dについては本当に「公表することで率直な意見を控える」かどうかを厳格に検討願う。むしろ不開示にすることで「不公正や恣意」が横行し適正な運用がなされないというのがこれまでの常識であり、公表しないことの弊害が我が国の行政や国際化を大いに阻害している点を考慮すべきである。国立大学のこの閉鎖性こそ研究・教育そして文化伝統の停滞・腐敗の現況である。

eについては本当に「委員会事務の適正な遂行に影響」かどうかを厳格に検討願う。関係法令の趣旨によれば「委員会事務の適正な遂行」には透明化が必須であり、関係情報は可及的開示するのが常識である。不透明化こそ諸悪の根源である。

eについては本当に当該文書部分が「法5条の引用条項」に該当するか否かを厳格に検討願う。諮問庁は今回の補充措置（補充理由説明による決定の変更）でみるように杜撰な法令解釈と運用をしてお

り極めて恣意的である。虚偽や作為も容易に弄する。「諮問庁の説明に不自然な点はない」として、審査判断をするのではなく、背景の重大な人権侵害と大学機関の私物化を見抜き、厳格な審議を依頼する。結局は権力を有するものが有利に扱われ、公正性や普遍性は担保されていない。

カ 審査会の審議方針として諮問庁の説明に「不自然な点」「覆すにたる事情」が無いをもって結論を導く手法をとっているように推察される。この方針は時に誤判定や不適正を招くと危惧される。諮問庁は膨大かつ強力な組織力を有しているので、「虚偽」「事実隠蔽」「不作為」「偏向情報戦略」等の手法を容易にとりえるし、実際にとられた場合、審議は実質効力を失うと危惧する。これでは異議申し立ての意味も失い、公正性に悖る。

それらの危惧を回避するため、申立人の主張に「不自然な点」「覆すにたる事情」が無いかも十分に検討し、一層公正かつ適正な判断を希求する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 諮問に至る経緯及び概要

ア 異議申立人は、国立大学法人岡山大学（以下「岡山大学」という。）に対し、平成27年11月2日付け「法人文書開示請求書」により、岡山大学プレスリリースに記載された事項に係る文書について開示請求を行った。

イ 岡山大学では、本件開示請求に係る法人文書として、本件対象文書を特定し、その一部を開示する旨の決定をし、平成27年12月4日付け岡大総総第116号「法人文書部分開示決定通知書」により異議申立人に通知し、同年12月17日に写しの送付による開示を実施した。

ウ 異議申立人は、特定された文書には、関係委員会の議事録、報告書類並びにプレスリリースに記載された事項に対応する文書が含まれていないとして、その特定及び開示を求め、平成27年12月28日付け異議申立書により異議申立てを行った。

エ 岡山大学の文書特定及びその一部を開示する原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとするため、法18条2項の規定に基づき、審査会に諮問した。

##### (2) 異議申立てに係る法人文書の名称

文書6：ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）

文書7：ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力に

ついて（通知）

その他特定文書

（３）文書の特定及び不開示妥当性について

本件請求は、特定日付の岡山大学教員の懲戒処分に係り岡山大学が報道機関（当日の記者発表に参加した個人の記者を含む。）に配布したプレスリリース資料を引用し、当該プレスリリース資料に記載されている当該者の懲戒処分に至るまでの調査等の経過及び非違行為の内容に対応する法人文書の開示を求めたものである。

これに対応する法人文書として、本件対象文書を特定し、文書６及び文書７についてその一部を不開示とし、その他の文書を「その他特定文書」として文書の名称を含め不開示とした。

ア 「その他特定文書」について

引用されたプレスリリース資料には、被処分者の懲戒処分に至るまでの調査等の経過及び非違行為の内容並びにハラスメント被害者の被害内容が詳細に記載されており、これらの情報と他の情報と照合することで、一定の範囲の者には、当該懲戒処分の被処分者及びハラスメント被害者が特定される個人識別情報である。

処分時には、同種の非違行為の再発防止その他職務執行の適正を保持する目的で、報道機関に対し、当該プレスリリース資料を配布し公表したが、本件開示請求の時点で、当該懲戒処分の公表から１年以上経過しており、もはや現に「公にされている情報」とは言えないものである。

岡山大学ハラスメント防止委員会のホームページには、本件懲戒処分の処分年月、処分者の職名、処分内容、事案概要が懲戒処分例の一つとして現在も掲載されているが、プレスリリース資料から引用された情報内容は、懲戒処分に至るまでの調査等の経過及び非違行為の詳細情報であり、これらは公開されていない。

そのため、本件請求のように個人が識別されるプレスリリース資料の情報内容を引用し、その対応する法人文書の開示を求める請求に対し特定した文書を開示することは、識別可能な特定個人の懲戒処分に係る非公開情報を明らかにすることになるため、法５条１号に該当するものとして、その文書名を含め不開示とした。

イ 「その他特定文書」の不開示該当性の補充説明

「その他特定文書」とした法人文書は、現在係属中の訴訟における証拠書類又は今後の争訟方針によっては証拠書類となりうるものである。

民事訴訟法９１条３項では、訴訟記録の謄写等を請求できる者を当事者及び利害関係を疎明した第三者に限っており、当該訴訟に無関

係な第三者に既に証拠書類として提出した文書を開示することで、同項の趣旨に反し、当該第三者により興味本位に訴訟記録の写しを流布されること等により、不必要な混乱を招くおそれがあり、訴訟事務の適正な執行を著しく困難にするおそれがある。

また、民事訴訟においては、主張事実をどのような証拠方法で立証するかは当事者の責任と権能によることとされ、その主張事実について立証を要する場合には、最も効果的な立証方法を選択し、適時提出主義の見地から合理的な範囲内で、訴訟の進行上最も効果的な時期に証拠の申出をすることができる。したがって、どのような証拠書類があり、どの時期でそれを申出するかは、岡山大学の争訟方針に大きく関わるものであり、これを明らかにすることは、岡山大学の訴訟における地位を著しく損なうものである。

よって、「その他特定文書」は、法5条4号二に該当するものとして、文書名も含め不開示とした。

#### ウ 文書6及び文書7について

原処分では、文書6及び文書7については、文書の名称を明らかにした上で、その一部を開示した。不開示とした部分は、部分開示決定通知書別紙のとおりである。

文書名を開示したのは、ハラスメント防止委員会ホームページに掲載されている情報から、懲戒処分の原因がハラスメント行為であることがわかり、また、一般に公表している「国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」からハラスメント調査委員会が設置されることが容易に推察できるためであるが、当該文書の内容については、本来、個人識別情報であるため、「その他特定文書」と同様に、全て不開示とすべきであったと考える。

(4) 以上のとおり、岡山大学の文書特定及びその一部を開示する原処分は妥当であり、本件異議申立ては棄却すべきものとする。

## 2 補充理由説明書1

当初の理由説明書において、原処分の妥当性について説明したところであるが、その他特定文書として、文書名を含めて不開示とした内容について、法5条1号及び法5条4号の該当性を再度検討した結果、原処分の理由について、下記のとおり説明を補充する。

本件対象文書の一部については、当初、「その他特定文書」という名称にて一括で不開示としていたが、再度検討した結果、個々の文書名を公にすることにより、個人が特定される、又は、係争中の訴訟に影響することはないと判断したため、文書名を特定し、個々の文書に対して改めて開示・不開示の決定をすることとしたい。

改めて開示・不開示について検討した結果、当初、「その他特定文書」

とした文書の文書名，当該各文書の不開示部分及び不開示理由を，別紙のとおりとする。

また，すでに一部開示決定済みの文書 6 及び文書 7 について，当初の一部開示決定では，文書「ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）」の宛名を全て不開示としていたが，対象の所属部署名は明らかになっているため，当該文書の宛名のうち，「特定部局長」は開示することとする。

（本答申では補充理由説明書 1 の別紙は省略）

### 3 補充理由説明書 2

補充理由説明書 1 において示した不開示部分，不開示理由等について，さらに開示できる部分や文書名及び理由の訂正等があったため，別紙のとおり説明を補充する。

（本答申では補充理由説明書 2 の別紙は省略）

## 第 4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |   |                  |                      |
|---|------------------|----------------------|
| ① | 平成 28 年 3 月 24 日 | 諮問の受理                |
| ② | 同日               | 諮問庁から理由説明書を收受        |
| ③ | 同年 4 月 18 日      | 異議申立人から意見書 1 及び資料を收受 |
| ④ | 同日               | 審議                   |
| ⑤ | 同年 9 月 26 日      | 本件対象文書の見分及び審議        |
| ⑥ | 同年 10 月 25 日     | 審議                   |
| ⑦ | 平成 29 年 1 月 10 日 | 諮問庁から補充理由説明書 1 を收受   |
| ⑧ | 同月 23 日          | 異議申立人から意見書 2 及び資料を收受 |
| ⑨ | 同年 2 月 22 日      | 諮問庁から補充理由説明書 2 を收受   |
| ⑩ | 同年 3 月 6 日       | 異議申立人から意見書 3 を收受     |
| ⑪ | 同月 13 日          | 審議                   |
| ⑫ | 同月 29 日          | 審議                   |

## 第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求は，本件請求文書の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象文書を特定し，その一部を法 5 条 1 号，3 号並びに 4 号二及びホに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は，本件対象文書の外にも開示請求の対象として特定すべき文書があるはずであり，本件対象文書の不開示部分は開示すべきであるとして，原処分の取消しを求めるところ，諮問庁は，本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書は保有していないとした上で，本件対象文書の不開示部分（原処分では「その他特定文書」とされた各文書の文書名を含む。）の一部を開示するが，その余の部分（別紙の 3 に掲げる部分。以下「不開示維持部分」という。）については法 5 条 1 号，2 号口，

3号並びに4号柱書き、二及びへに該当し、なお不開示を維持すべきであるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求に係る事案はハラスメント事案であり、かつ懲戒処分事案であることから、当該事案に関わる事務は、岡山大学においてハラスメント防止委員会及び教員懲戒等審査委員会の事務を行うこととされている総務・企画部法務・コンプライアンス対策室が一元的に管理しており、他の部署では扱っていない。したがって、本件開示請求に際しては、同室において、事案の流れに沿って、本件請求文書に該当する可能性のある文書を探索し、その全てを開示決定等の対象としたものである。

イ 異議申立人は本件対象文書の特定に疑義を述べているが、諮問に当たっては、異議申立人が挙げているような文書は本件対象文書の不開示部分に含まれ、あるいはそもそも存在しないものであることを個別に確認している。また、本件請求文書の性格上、他の部局等に該当の文書が保管されているとすべき事情も認められないので、諮問庁としては、原処分における文書特定は妥当であると考えます。

(2) 本件対象文書の作成、取得に係る経緯、その内容等に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、岡山大学において本件対象文書の外に本件開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

## 3 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 別紙の4(1)に掲げる部分について

当該不開示維持部分は、ハラスメント行為を理由として懲戒処分を受けた個人又はハラスメントの被害を申し立てた個人に関する情報が記録された部分であり、これには当該各個人の氏名が記載されていることから、文書全体又は文書中の当該各個人に係る情報が記載された部分がそれぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、岡山大学においてこれを公にすることと

はしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、氏名、所属等に係る記載の部分は特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを公にすると、当該各個人の知人、大学の関係者等一定の範囲の者に個人を特定され、又は推測される可能性を否定し難く、当該各個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条1号に該当し、同条4号ニについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 別紙の4(2)に掲げる部分について

当該不開示維持部分には、懲戒処分を受けた個人又はハラスメントの被害を申し立てた個人の氏名等直接に個人を識別することができる部分は含まれていないが、その内容に照らせば、これを公にすると、当該各個人の知人、大学の関係者等一定の範囲の者に個人を特定される可能性を否定し難く、個人が特定された場合には、当該個人に係る具体的な情報が併せて知られることとなってその権利利益を害するおそれがあり、法5条1号本文後段に該当すると認められる。また、当該不開示維持部分に記載された情報は、同号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条1号の不開示情報に該当し、同条4号柱書き、ニ及びヘについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

#### (3) 別紙の4(3)に掲げる部分について

当該不開示維持部分について諮問庁は、公にしないとの条件で入手した資料であって、当該情報の性質上、通例として公にしないこととされているものであることから法5条2号ロに該当する旨、補充理由説明書2の別紙において説明する。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該資料は、作成者である特定機関より、その存在自体を明らかにしないよう要請の上で特定機会に提供されたものであって、特定機関も当該資料を公にしてはいないとのことである。

当該資料の記載内容に鑑みれば、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点はなく、当該不開示維持部分は、法5条2号ロに該当すると認められ、不開示とすることが妥当である。

(4) 別紙の4(4)に掲げる部分について

諮問庁は、当該各不開示維持部分に記載されたハラスメント防止委員会委員(調査委員を含む。)及び教員懲戒等審査委員会委員の氏名等の情報について、当該委員の氏名は非公表であり、これを公にした場合、負担の重さや紛争を避けることを理由に委員の就任若しくは委員会出席を拒む、又は委員会での率直な意見を控える等、審議及び委員会事務の適正な遂行に影響を及ぼし、及び委員会業務が形骸化するおそれがあるため法5条4号柱書き及びへに該当する旨、補充理由説明書2の別紙において説明する(なお、文書6について同号柱書きに該当する旨は記載されていないが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載漏れであり、他の文書と同様に調査委員の氏名は同号に該当すると考えるとのことである。)

上記諮問庁の説明は、必ずしもこれを否定し難い。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条1号、3号及び4号へについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(5) 別紙の4(5)に掲げる部分について

当該不開示維持部分は、岡山大学役職員の通常公にしていない連絡先であるメールアドレス、直通電話番号であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され業務に支障を来すなど、岡山大学の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条4号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別紙の4(6)に掲げる部分について

当該不開示維持部分について諮問庁は、教員懲戒等審査委員会の事案処理方針等を記載した部分であり、法5条4号柱書き及びへに該当する旨、補充理由説明書2の別紙において説明する。また、当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、当該不開示維持部分は、これを公にすることにより、委員会における調査の手法、事案処理方針が明らかになり、将来の同種の処分関係事務の公正もしくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあり、また、開示された場合の影響を考慮するあまり、審査の円滑かつ適正な進行に資する資料の作成をちゅうちょし、又は非違行為に関わる事実関係や当該行為に対する評価等についての的確な記載をすることが困難になって、懲戒権者が公正かつ妥当な処分を行うために必要な情報が十分に得られなくなる事態も予想されることから、法5条4号へに該当する旨説明するところ、この諮問庁の説明は、必ずしもこれを否定し難い。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条4号へに該当し、同条1号並びに4号柱書き及び二について判断するまでもなく、不開示とした

ことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号並びに4号ニ及びホに該当するとして不開示とした決定については、岡山大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、諮問庁が同条1号、2号ロ、3号並びに4号柱書き、ニ及びヘに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条1号、2号ロ並びに4号柱書き及びヘに該当すると認められるので、同条3号及び4号ニについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

## 別紙

### 1 本件請求文書

本件開示請求では添付した国立大学法人岡山大学 press release（平成26年9月26日付；添付資料）に記載された字句表現（資料1にaからtまで、およびA、Bとして印付け）対象に係る法人文書の一切を開示請求する。

特に各字句表現対象に直接係る“議事録，報告書類”および“原議書類”を遺漏しないようお願いする。

なお参考まで付記すると，例えば

「a」の「苦情相談があり」の場合では苦情相談の記録，報告，規約類

「b」の「委員長宛に提出された「相談受付報告書」を受け」の場合では「委員長」等の組織の文書，規約類，提出に係る“原議書類”，連絡文書類，「相談受付報告書」本体が含まれる。

「A」の「申立一覧」では申立書，およびその受理，審議の記録，委員会関係の連絡文書等が含まれる。

「B」の「①等の事案」では認定前・後の聴取，調査，審議，陳述，反論，連絡等に係る文書や原議書が含まれる。

（注）本答申では添付資料は省略。

### 2 本件対象文書

#### （1）原処分の開示決定通知書で示された文書名

文書1 国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する  
規程

文書2 資料4-1 国立大学法人岡山大学職員就業規則（抄）

文書3 資料4-2 国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程

文書4 資料4-3 国立大学法人岡山大学教員懲戒等審査委員会要項

文書5 資料5 教育職員の懲戒処分に係るフローチャート

文書6 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）

文書7 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）

その他特定文書

#### （2）補充理由説明書1及び補充理由説明書2で示された文書名（「その他特定文書」について具体的文書名を表示したもの。文書1ないし文書7については原処分の開示決定通知書で示された文書名と同一である。）

文書1 国立大学法人岡山大学におけるハラスメントの防止等に関する

## 規程

- 文書2 資料4-1 国立大学法人岡山大学職員就業規則（抄）
- 文書3 資料4-2 国立大学法人岡山大学職員の懲戒等に関する規程
- 文書4 資料4-3 国立大学法人岡山大学教員懲戒等審査委員会要項
- 文書5 資料5 教育職員の懲戒処分に係るフローチャート
- 文書6 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）
- 文書7 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）
- 文書8ないし15 相談受付報告書
- 文書16 ハラスメント相談受付事案に係る調整について（依頼）
- 文書17 相談受付番号2012-17事案に関する要望書
- 文書18 ハラスメント相談受付事案に係る調整について（依頼）
- 文書19 平成25年1月24日付ハラスメント相談受付事案に係る調整について（依頼）報告書
- 文書20 ハラスメント相談受付事案に係る調整について（伺）
- 文書21 平成25年度第1回ハラスメント防止委員会の開催について（通知）
- 文書22 平成25年度第1回 ハラスメント防止委員会の議事要旨について（伺）
- 文書23 平成25年度第1回ハラスメント防止委員会議題
- 文書24 国立大学法人岡山大学ハラスメント防止委員会調査委員会委員の委嘱について（依頼）
- 文書25 同上承諾書
- 文書26 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）
- 文書27 別紙
- 文書28 平成25年度第2回ハラスメント防止委員会の開催について（通知）
- 文書29 平成25年度第2回 ハラスメント防止委員会議事要旨
- 文書30 レジメ
- 文書31 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（通知）
- 文書32 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（依頼）
- 文書33 ハラスメント防止委員会調査委員会の設置及び調査協力について（依頼）
- 文書34 平成25年度第6回ハラスメント防止委員会（持ち回り委員

- 会)の開催について(通知)
- 文書35 資料1(相談受付報告書)
- 文書36 平成25年度第6回 ハラスメント防止委員会議事要旨
- 文書37 意見書
- 文書38 ハラスメント防止委員会調査委員会の追加調査協力について  
(依頼)
- 文書39 ハラスメント防止委員会調査委員会の調査協力について(依頼)
- 文書40 調査報告書
- 文書41 平成26年度第2回ハラスメント防止委員会の開催について  
(通知)
- 文書42 平成26年度第2回ハラスメント防止委員会議事要旨
- 文書43 レジメ
- 文書44 平成26年度第3回ハラスメント防止委員会の開催について  
(通知)
- 文書45 平成26年度第3回ハラスメント防止委員会議事要旨
- 文書46 レジメ
- 文書47 調査報告書(平成26年4月21日)に関する質問・確認事項
- 文書48 平成26年度第4回ハラスメント防止委員会の開催について  
(通知)
- 文書49 平成26年度第4回ハラスメント防止委員会議事要旨
- 文書50 レジメ
- 文書51 平成26年度第5回ハラスメント防止委員会の開催について  
(通知)
- 文書52 平成26年度第5回ハラスメント防止委員会議事要旨
- 文書53 レジメ
- 文書54 岡山大学ハラスメント調査委員会争点整理表
- 文書55 平成26年度第6回ハラスメント防止委員会(持ち回り委員会)の開催について(通知)
- 文書56 平成26年度第6回ハラスメント防止委員会議事要旨
- 文書57 資料1(審議結果について原案)
- 文書58 意見書
- 文書59 教員のハラスメント行為の被疑事実の調査について(報告)
- 文書60 ハラスメント防止委員会の審議結果について(通知)
- 文書61 第1回教員懲戒等審査委員会の開催について(通知)
- 文書62 第1回教員懲戒等審査委員会議題
- 文書63 進行メモ

- 文書64 資料1 ハラスメント防止委員会からの調査報告
- 文書65 資料2 調査報告書
- 文書66 資料3 教員懲戒等審査委員会委員名簿
- 文書67 資料6 \* \* \* \*
- 文書68 資料7 平成12年以降の岡山大学ハラスメント処分事案
- 文書69 第1回教員懲戒等審査委員会議事要旨
- 文書70 第2回教員懲戒等審査委員会の開催について（通知）
- 文書71 第2回教員懲戒等審査委員会議題
- 文書72 進行メモ
- 文書73 第2回教員懲戒等審査委員会議事要旨
- 文書74 第3回教員懲戒等審査委員会の開催について（通知）
- 文書75 資料 教員のハラスメントについて（見解）
- 文書76 意見書
- 文書77 第3回教員懲戒等審査委員会議事要旨
- 文書78 報告書
- 文書79 審査説明書の作成及び交付並びに陳述請求の通知について  
（伺）
- 文書80 第4回教員懲戒等審査委員会の開催について（通知）
- 文書81 第4回教員懲戒等審査委員会議題
- 文書82 委員長発言要旨
- 文書83 資料1 ハラスメント防止委員会からの調査報告
- 文書84 資料2 調査委員会調査報告書 ※既出 No. 40
- 文書85 資料3-1 陳述請求書
- 文書86 資料3-2 陳述書
- 文書87 資料6 \* \* \* \*
- 文書88 資料7 平成12年以降の岡山大学ハラスメント処分事案
- 文書89 第4回教員懲戒等審査委員会議事要旨
- 文書90 臨時役員会議事要旨
- 文書91 懲戒処分について（伺い）
- 文書92 受領書
- 文書93 交付証明書
- 文書94 交付現認書

（注）「\* \* \* \*」は、文書名に係る不開示部分（補充理由説明書1及び補充理由説明書2においては当該部分を塗抹）である。

また、補充理由説明書1及び補充理由説明書2では、諮問庁が岡山大学において文書を保有していないとするものについても、表中に欄を設け「なし」と記載しているが、本答申では省略した。

### 3 本件対象文書の不開示維持部分及び不開示理由

	不開示維持部分	不開示理由（条項のみ）
文書 1	なし	—
文書 2	なし	—
文書 3	なし	—
文書 4	なし	—
文書 5	なし	—
文書 6	①文書受信者名（特定部局長は除く） ②調査委員の所属・職名・氏名 ③申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載 ④別紙(要望書)	①, ③, ④法 5 条 1 号 ②法 5 条 3 号及び 4 号へ
文書 7	①文書受信者名（特定部局長は除く） ②申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載 ③別添（ハラスメント申立）	法 5 条 1 号
文書 8 ないし 15	相談受付報告書（表題及び様式の部分を除く）	法 5 条 1 号
文書 16	相談受付報告書（表題及び様式の部分を除く） 原議書の受信者（特定部局長を除く）及び申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 17	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 18	相談受付報告書（表題及び様式の部分を除く） 原議書の受信者（理事（研究担当）を除く）及び申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 19	報告書本文中の「調整経過」の部分	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 20	受信者の氏名 報告書本文中の「調整経過」の部分	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 21	委員長を除く委員の氏名, 所属名,	法 5 条 4 号柱書き及びへ

	職名、電話番号及びメールアドレス	
文書 2 2	議事要旨中の委員の氏名 議事のうち、事案の内容に関わる記載の部分	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ 法 5 条 4 号二
文書 2 3	なし	—
文書 2 4	原議書の受信者及び申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載 調査委員の氏名	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 2 5	承諾者（ハラスメント防止委員会委員）の氏名	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 2 6	①申立人の氏名 ②調査委員の所属・職名・氏名 ③申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載	①, ③法 5 条 1 号 ②法 5 条 3 号, 4 号柱書き及びへ
文書 2 7	全て	①法 5 条 1 号 ②法 5 条 4 号二
文書 2 8	ハラスメント防止委員のメールアドレス、職員の電話番号及びメールアドレス	法 5 条 4 号柱書き
文書 2 9	議事要旨中の委員の氏名 議事のうち、事案の内容に関わる記載の部分	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ 法 5 条 4 号二
文書 3 0	なし	—
文書 3 1	①申立人の氏名 ②申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載 ③別添（ハラスメント申立）	法 5 条 1 号
文書 3 2	原議書における申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載 文書の受信者の氏名、所属組織名及びメールアドレス	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き
文書 3 3	受信者の氏名及び所属組織名	法 5 条 1 号
文書 3 4	議題の協議事項に係る記載	法 5 条 1 号
文書 3 5	相談受付報告書（表題及び様式の部分を除く）	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 3 6	協議事項中に記載の委員の氏名	法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 3 7	委員の氏名、所属及び意見の内容	法 5 条 4 号柱書き及びへ

文書 3 8	原議書における申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載 申立人及び被申立人の氏名	法 5 条 1 号
文書 3 9	受信者の氏名及び申立人の所属名	法 5 条 1 号
文書 4 0	調査委員の氏名 冒頭の注記を除く本文全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ 法 5 条 4 号二
文書 4 1	申立人の氏名及び所属組織名	法 5 条 1 号
文書 4 2	委員の氏名及び協議事項中の事案の内容に関わる部分	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二 法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 4 3	申立人又は被申立人の所属組織名	法 5 条 1 号
文書 4 4	申立人又は被申立人の所属組織名	法 5 条 1 号
文書 4 5	委員の氏名及び協議事項中の事案の内容に関わる部分	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ 法 5 条 4 号二
文書 4 6	申立人又は被申立人の所属組織名	法 5 条 1 号
文書 4 7	質問及び確認結果	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 4 8	申立人又は被申立人の所属組織名	法 5 条 1 号
文書 4 9	委員の氏名及び協議事項中の事案の内容に関わる部分	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ 法 5 条 4 号二
文書 5 0	申立人又は被申立人の所属組織名	法 5 条 1 号
文書 5 1	申立人又は被申立人の所属組織名	法 5 条 1 号
文書 5 2	委員の氏名及び協議事項中の事案の内容に関わる部分	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ 法 5 条 4 号二
文書 5 3	申立人又は被申立人の所属組織名	法 5 条 1 号
文書 5 4	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 5 5	なし	—
文書 5 6	委員の氏名	法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 5 7	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 5 8	委員の氏名及び意見の内容	法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 5 9	原議書における申立人又は被申立人	法 5 条 1 号

	の詳細な所属が分かる記載 報告内容のうち，事案の内容に関わる部分	法5条4号柱書き及びへ 法5条4号二
文書60	原議書における申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載 通知文のうち，受信者名（大学院医歯薬学総合研究科長を除く）と本文（別紙を含む）	法5条1号 法5条4号柱書き 法5条4号二
文書61	委員長の氏名及び印影	法5条4号柱書き及びへ
文書62	なし	—
文書63	全て	法5条1号 法5条4号柱書き及びへ
文書64	全て	法5条1号 法5条4号二
文書65	調査委員の氏名 冒頭の注記を除く本文全て	法5条1号 法5条4号柱書き及びへ 法5条4号二
文書66	1号委員の氏名及び各委員の任期以外の情報	法5条4号柱書き及びへ
文書67	全て（文書名含む）	法5条2号口
文書68	部局，事案の概要（本学HPにて公開されている内容を除く）	法5条1号
文書69	全て	法5条1号 法5条4号二 法5条4号柱書き及びへ
文書70	委員長の氏名及び印影	法5条4号柱書き及びへ
文書71	なし	—
文書72	全て	法5条1号 法5条4号柱書き及びへ
文書73	全て	法5条1号 法5条4号柱書き及びへ 法5条4号二
文書74	①原議書中の被審査者の所属学系が分かる部分，意見書中の被審査者の氏名 ②委員長の氏名及び印影	①法5条1号 ②法5条4号柱書き及びへ
文書75	なし	—

文書 7 6	①意見書中の被審査者の氏名 ②委員の氏名及び印	①法 5 条 1 号 ②法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 7 7	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ 法 5 条 4 号二
文書 7 8	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 7 9	①被審査者の学系名・氏名が分かる部分、交付証明書・交付現認書様式中の被審査者の氏名、陳述の請求について（通知）中の被審査者の氏名 ②委員長の印影 ③審査説明書（案）	①法 5 条 1 号 ②法 5 条 4 号柱書き及びへ ③法 5 条 1 号及び 4 号二
文書 8 0	委員長の氏名及び印影	法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 8 1	なし	—
文書 8 2	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ
文書 8 3	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 8 4	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号二
文書 8 5	全て	法 5 条 1 号
文書 8 6	全て	法 5 条 1 号
文書 8 7	全て（文書名含む）	法 5 条 2 号口
文書 8 8	部局，事案の概要（本学HPにて公開されている内容を除く）	法 5 条 1 号
文書 8 9	全て	法 5 条 1 号 法 5 条 4 号柱書き及びへ 法 5 条 4 号二
文書 9 0	審議事項	法 5 条 1 号
文書 9 1	①原議書「受信者」の学系名・氏名、交付証明書・交付現認書様式中の被処分者の氏名、始末書の提出について（通知）中の被処分者の氏名	①法 5 条 1 号 ② 5 条 1 号及び 4 号二

	②懲戒処分書（案），処分説明書（案）	
文書 9 2	全て	法 5 条 1 号
文書 9 3	被処分者の氏名	法 5 条 1 号
文書 9 4	被処分者の氏名	法 5 条 1 号

（注）補充理由説明書 2 の「別紙」より抜粋したものであり，本件請求文書において例示された各請求内容と各文書の対応関係及び各不開示理由に付された説明については省略している。

#### 4 法 5 条各号の不開示情報に該当すると認められる不開示維持部分

##### （1）法 5 条 1 号本文前段

- ・ 文書 6，文書 7，文書 1 6，文書 1 8，文書 2 0，文書 3 2，文書 3 3，文書 3 9 及び文書 6 0 の文書受信者名に係る不開示維持部分のうち，懲戒処分を受けた個人又はハラスメントを申立てた個人に係る部分
- ・ 文書 6 の不開示維持部分のうち「別紙（要望書）」
- ・ 文書 7 及び文書 3 1 の不開示維持部分のうち「別添（ハラスメント申立）」
- ・ 文書 8 ないし 1 5，文書 1 6，文書 1 8 及び文書 3 5 の不開示維持部分のうち「相談受付報告書（表題及び様式の部分を除く）」
- ・ 文書 1 7，文書 2 7，文書 5 4，文書 5 7，文書 6 4，文書 7 8，文書 8 3 ないし文書 8 6 及び文書 9 2（全て）
- ・ 文書 1 9 及び文書 2 0 の不開示維持部分のうち「報告書本文の「調整経過」の部分」
- ・ 文書 2 6，文書 3 1 及び文書 4 1 の不開示維持部分のうち「申立人の氏名」
- ・ 文書 3 4，文書 4 7，文書 9 0，文書 9 1，文書 9 3 及び文書 9 4 の不開示維持部分（全て）
- ・ 文書 3 8 の不開示維持部分のうち「申立人及び被申立人の氏名」
- ・ 文書 4 0 及び文書 6 5 の不開示維持部分のうち「冒頭の注記を除く本文全て」
- ・ 文書 5 9 の不開示維持部分のうち「報告内容のうち，事案の内容に関わる部分」
- ・ 文書 6 0 の不開示維持部分のうち「通知文のうち，受信者名（大学院医歯薬学総合研究科長を除く）と本文（別紙を含む）」
- ・ 文書 7 4 及び文書 7 6 の不開示維持部分のうち「意見書中の被審査者の氏名」
- ・ 文書 7 9 の不開示維持部分のうち「委員長の印影」を除く部分

(2) 法5条1号本文後段

- ・ 文書6, 文書7, 文書16, 文書18及び文書20の, 文書受信者名に係る不開示維持部分のうち, 懲戒処分を受けた個人又はハラスメントを申立てた個人以外に係る部分
- ・ 文書6, 文書7, 文書16, 文書18, 文書26, 文書31, 文書32, 文書38, 文書59及び文書60の不開示維持部分のうち「申立人又は被申立人の詳細な所属が分かる記載」
- ・ 文書22及び文書29の不開示維持部分のうち「議事のうち, 事案の内容に関わる記載の部分」
- ・ 文書32及び文書33の不開示維持部分のうち, 文書受信者の所属組織名
- ・ 文書39の不開示維持部分のうち「申立人の所属名」
- ・ 文書41の不開示維持部分のうち「申立人の所属組織名」
- ・ 文書42, 文書45及び文書49の不開示維持部分のうち「協議事項中の事案の内容に関わる部分」
- ・ 文書43, 文書44, 文書46, 文書48, 文書50, 文書51及び文書53, 文書68及び文書88の不開示維持部分(全て)
- ・ 文書59の不開示維持部分のうち「報告内容のうち, 事案の内容に関わる部分」
- ・ 文書74の不開示維持部分のうち「原議書中の被審査者の所属学系が分かる部分」

(3) 法5条2号ロ

文書67及び文書87(全て)

(4) 法5条4号柱書き(委員の氏名等に係る情報)

- ・ 文書6及び文書26の不開示維持部分のうち「調査委員の所属・職名・氏名」
- ・ 文書21, 文書25, 文書36, 文書37, 文書56, 文書58, 文書61, 文書66, 文書70及び文書80の不開示維持部分(全て)
- ・ 文書22及び文書29の不開示維持部分のうち「議事要旨中の委員の氏名」
- ・ 文書24の不開示維持部分のうち「原議書の受信者」及び「調査委員の氏名」
- ・ 文書40及び文書65の不開示維持部分のうち「調査委員の氏名」
- ・ 文書42, 文書45及び文書49の不開示維持部分のうち「委員の氏名」
- ・ 文書74の不開示維持部分のうち「委員長の氏名及び印影」
- ・ 文書76の不開示維持部分のうち「委員の氏名及び印」

- ・ 文書 7 9 の不開示維持部分のうち「委員長の印影」
- (5) 法 5 条 4 号柱書き（通常公にしている連絡先に係る情報）
- ・ 文書 2 8 の不開示維持部分（全部）
  - ・ 文書 3 2 の不開示維持部分のうち「メールアドレス」
- (6) 法 5 条 4 号へ
- ・ 文書 6 3，文書 6 9，文書 7 2，文書 7 3，文書 7 7，文書 8 2 及び文書 8 9（全て）